

平成23年4月12日  
三井生命保険株式会社

**東日本大震災の被災地域のお客さまに対するお取扱いについて  
～入院給付金のお取扱い、および保険料払込猶予期間の延長に関する特別取扱い～**

このたびの地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）では、このたびの地震で被害を受けられたお客さまのご契約を対象に、下記のお取扱いを実施いたしますので、お知らせいたします。

記

**1. 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取扱いについて**

このたびの地震では、被災されたお客さまが、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおり取扱います。

**（１）被災後ただちに入院できなかった場合について**

このたびの地震により、入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情によりただちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

**（２）必要な入院治療を受けられなかった場合について**

病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

**2. 保険料払込猶予期間の延長に関する特別取扱いについて**

弊社では、お客さまのご契約担当がお客さまに直接お会いして、種々のご要望・ご請求にお応えする活動を行っております。

このたびの地震の影響により、保険料のお払い込みが困難な場合、お申し出に基づき、被災後の保険料のお払い込みを猶予する期間を最長平成23年9月末まで延長し、ご契約を有効に継続させていただくお取扱いを行っておりますのでご相談ください。

また、お客さまのご意思をお伺いする前に、ご契約が保険料のお払い込みが無いことを理由に失効した場合でも、平成23年9月末までの間にご継続の意思確認が出来れば、遡って当特別取扱いを適用させていただきます。

なお、保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される際は、猶予期間に応じて別途保険料をお払い込みいただく必要があります。

(注) これらのお取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震」にかかる災害救助法の適用地域を対象とします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

＜ご相談窓口＞

お客様サービスセンター 0120-318-766

受付時間 月～土／9時～17時（祝日、年末年始を除きます）

※受付曜日・時間は変更となる場合があります。

以上